

# 広島市報

定期第1018号  
平成27年3月31日

発行所  
広島市役所  
(企画総務局法務課)

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

## 目次

### 規 則

- 広島市国民健康保険条例の一部を改正する  
条例の施行期日を定める規則（第3号）…………… 4
- 告 示
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に  
支援するための法律による指定自立支援医  
療機関（精神通院医療）の指定…………… 4
- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業  
者の指定の取り消し…………… 4
- 介護保険法による指定居宅介護支援事業者  
の指定…………… 4
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者  
及び指定介護予防サービス事業者の指定…………… 5
- 介護保険法による指定地域密着型サービス  
事業者及び指定地域密着型介護予防サービ  
ス事業者の指定…………… 5
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰  
国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人  
等及び特定配偶者の自立の支援に関する法  
律による医療扶助のための施術者の廃止…………… 5
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰  
国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人  
等及び特定配偶者の自立の支援に関する法  
律による医療扶助のための施術者の指定…………… 6
- 路上駐車場の休止…………… 6
- 平成27年第1回広島市議会定例会の招集…………… 6
- 下水道法施行令による変更に係る予定処理  
区域等の公示…………… 6
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰  
国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人  
等及び特定配偶者の自立の支援に関する法  
律による指定医療機関の廃止…………… 6
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰  
国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人  
等及び特定配偶者の自立の支援に関する法  
律による医療扶助のための医療を担当する  
機関の指定…………… 6
- 自転車等の所有権の取得…………… 7
- 広島市市税条例による寄附金の指定…………… 7
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰

- 国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人  
等及び特定配偶者の自立の支援に関する法  
律による指定医療機関の廃止…………… 7
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰  
国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人  
等及び特定配偶者の自立の支援に関する法  
律による指定医療機関の指定辞退…………… 7
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰  
国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人  
等及び特定配偶者の自立の支援に関する法  
律による医療扶助のための医療を担当する  
機関の指定…………… 7
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰  
国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人  
等及び特定配偶者の自立の支援に関する法  
律による指定医療機関の変更…………… 7
- 広島市自転車等の放置の防止に関する条例  
による自転車等放置規制区域の指定…………… 8
- 土地区画整理法による広島市沼田町住土地  
区画整理組合の新たな理事の氏名及び住所  
の届出…………… 8
- 出納員の事務の一部委任 4件…………… 8
- 昭和45年4月1日付け広島市告示第47  
号の一部改正…………… 9
- 広島市市税条例による寄附金の指定…………… 9
- 都市計画法による広島圏都市計画（広島平  
和記念都市建設計画）地区計画の変更…………… 10
- 公共下水道の供用開始…………… 10
- 公共下水道及び流域下水道の終末処理場の  
処理開始…………… 10
- 農業集落排水処理施設の供用開始…………… 10
- 下水道法施行令による変更に係る予定処理  
区域等の公示…………… 11
- 公印の印影印刷…………… 11
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰  
国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人  
等及び特定配偶者の自立の支援に関する法  
律による医療扶助のための施術者の変更…………… 11
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰  
国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人  
等及び特定配偶者の自立の支援に関する法  
律による医療扶助のための施術者の指定…………… 12

○自転車等の所有権の取得.....12	○道路の区域変更（東区）.....18
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律により 廃棄物が地下にある土地の区域を指定区域 として指定.....12	○道路の供用開始（東区）.....19
○開発行為に関する工事の完了.....12	○放置自転車等の撤去（東区）.....19
○公印の印影印刷.....12	○放置自転車等の撤去（南区）.....19
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店 舗の届出事項の変更の届出.....13	○長期間駐車されていた自転車等の移動（南 区） 2件.....19
○出納員の事務の一部委任.....13	○放置自転車等の撤去（南区） 3件.....19
○介護保険法による指定居宅サービス事業及 び指定介護予防サービス事業の廃止.....13	○長期間駐車されていた自転車等の移動（南 区）.....19
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中 区）.....14	○放置自転車等の撤去（南区） 3件.....20
○放置自転車等の撤去（中区） 2件.....14	○長期間駐車されていた自転車等の移動（南 区）.....20
○長期間駐車されていた自転車の移動（中区）.....14	○放置自転車等の撤去（南区）.....20
○放置自転車等の撤去（中区）.....14	○放置自転車等の撤去（西区）.....20
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中 区）.....14	○長期間駐車されていた自転車の移動（西区）.....20
○建築基準法による道路の位置の廃止（中区）.....14	○放置自転車等の撤去（西区）.....20
○放置自転車等の撤去（中区）.....15	○長期間駐車されていた自転車の移動（西区） 2件.....20
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中 区）.....15	○放置自転車等の撤去（西区）.....20
○放置自転車等の撤去（中区） 2件.....15	○路線名等を定める法定外公共物の指定の変 更、廃止（西区）.....21
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中 区）.....15	○放置自転車等の撤去（西区）.....21
○放置自転車等の撤去（中区） 2件.....15	○長期間駐車されていた自転車の移動（西区）.....21
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中 区）.....15	○放置自転車等の撤去（西区） 2件.....21
○放置自転車等の撤去（中区） 2件.....15	○長期間駐車されていた自転車の移動（西区）.....21
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中 区）.....15	○放置自転車等の撤去（西区）.....21
○放置自転車等の撤去（中区） 4件.....15	○建築基準法による道路の位置の指定（安佐 南区）.....21
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中 区）.....16	○住居表示実施区域内の街区の区域変更（安 佐南区）.....22
○放置自転車等の撤去（中区）.....16	○長期間駐車されていた自転車等の移動（安 佐南区）.....24
○長期間駐車されていた自転車の移動（中 区）.....16	○建築基準法による道路の位置の指定（安佐 南区）.....24
○放置自転車等の撤去（中区）.....16	○道路の区域変更（安佐南区）.....24
○放置自転車等の撤去（東区） 3件.....16	○道路の供用開始（安佐南区）.....24
○建築基準法による道路の位置の指定（東区）.....17	○路線名等を定める法定外公共物の指定の変 更（安佐南区）.....24
○道路の区域変更（東区）.....17	○道路の供用開始（安佐南区）.....24
○道路の供用開始（東区）.....17	○建築基準法による道路の位置の指定（安佐 南区）.....24
○放置自転車等の撤去（東区）.....17	○下城ハイツ町内会の告示事項の変更（安佐 南区）.....25
○道路の区域変更（東区）.....17	○勝木自治会の告示事項の変更（安佐北区）.....25
○道路の供用開始（東区）.....17	○下大毛寺町内会の告示事項の変更（安佐北 区）.....25
○放置自転車等の撤去（東区） 2件.....17	○上町屋二区町内会の告示事項の変更（安佐 北区）.....25
○都市公園法による都市公園の設置（東区）.....18	
○不動産又は不動産に関する権利等を保有す る団体の認可（東区）.....18	
○道路の区域変更（東区）.....18	
○道路の供用開始（東区）.....18	

- 放置自転車等の撤去（安佐北区）.....25
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐北区）.....25
- 路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止（安佐北区）.....26
- 路線名等を定める法定外公共物の指定の変更（安佐北区）.....26
- 路線名等を定める法定外公共物の指定（安佐北区）.....26
- 路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止（安佐北区）.....26
- 路線名等を定める法定外公共物の指定の変更（安佐北区）.....26
- 路線名等を定める法定外公共物の指定（安芸区）.....27
- 路線名等を定める法定外公共物の指定の変更（安芸区）.....27
- 放置自転車等の撤去（安芸区）.....27
- 長期間駐車されていた車両の移動（安芸区）.....27
- 建築基準法による道路の位置の指定（安芸区）.....27
- 放置自転車等の撤去（安芸区）.....27
- 長期間駐車されていた車両の移動（安芸区）.....27
- 放置自転車等の撤去（佐伯区） 2件.....28
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区）.....28
- 建築基準法による道路の位置の指定（佐伯区）.....28
- 放置自転車等の撤去（佐伯区） 4件.....28
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区） 3件.....28
- 放置自転車等の撤去（佐伯区）.....29
- 路線名等を定める法定外公共物の指定の変更及び廃止（佐伯区）.....29
- 路線名等を定める法定外公共物の指定の変更（佐伯区）.....29
- 区 告 示**
- 自動車臨時運行許可番号標の失効（南区） 2件.....29
- 区 選 管 告 示**
- 公職選挙法による、平成27年3月2日において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日（中区）.....29
- 公職選挙法による、平成27年3月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日（中区）.....30
- 選挙人名簿登録の移替えをしない期間（中

- 区）.....30
- 公職選挙法による、平成27年3月2日において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日（東区）.....30
- 公職選挙法による、平成27年3月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日（東区）.....30
- 選挙人名簿の登録の移替えをしない期間（東区）.....30
- 公職選挙法による、平成27年3月2日において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日（南区）.....31
- 公職選挙法による、平成27年3月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日（南区）.....31
- 選挙人名簿の登録の移替えをしない期間（南区）.....31
- 公職選挙法による、平成27年3月2日において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日（西区）.....31
- 公職選挙法による、平成27年3月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日（西区）.....31
- 選挙人名簿の登録の移替えをしない期間（西区）.....31
- 広島市祇園町外二ヶ町土地改良区総代総選挙の期日等（安佐南区）.....32
- 広島市祇園町外二ヶ町土地改良区の総代総選挙に用いる投票用紙を次のとおり定める（安佐南区）.....32
- 広島市祇園町外二ヶ町土地改良区総代総選挙における各選挙区の選挙長及びその職務を代理すべき者（安佐南区）.....32
- 広島市祇園町外二ヶ町土地改良区総代総選挙における各選挙区の選挙立会人（安佐南区）.....32
- 広島市祇園町外二ヶ町土地改良区総代総選挙において当選した者の住所及び氏名（安佐南区）.....32
- 広島市祇園町外二ヶ町土地改良区総代総選挙において当選証書を付与した者の住所及び氏名（安佐南区）.....32
- 公職選挙法による、平成27年3月2日において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日（安佐南区）.....32

○公職選挙法による、平成27年3月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日（安佐南区）.....32

○選挙人名簿の登録の移替えをしない期間（安佐南区）.....33

○安佐南区の投票区の設置の告示中表の一部変更（安佐南区）.....33

○公職選挙法による、平成27年3月2日において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日（安佐北区）.....33

○公職選挙法による、平成27年3月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日（安佐北区）.....33

○選挙人名簿の登録の移替えをしない期間（安佐北区）.....33

○公職選挙法による、平成27年3月2日において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日（安芸区）.....33

○公職選挙法による、平成27年3月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日（安芸区）.....34

○選挙人名簿の登録の移替えをしない期間（安芸区）.....34

○指定関係投票区の変更（安芸区）.....34

○公職選挙法による、平成27年3月2日において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日（佐伯区）.....34

○公職選挙法による、平成27年3月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日（佐伯区）.....34

○選挙人名簿の登録の移替えをしない期間（佐伯区）.....34

**教委規則**

○広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則.....35

**教委告示**

○広島市教育委員会（定例会）の開催.....35

**監査公表**

○平成26年度包括外部監査人の監査結果に関する報告の公表.....35

○包括外部監査の意見に対する対応結果の公表.....35

○広島市職員に関する措置請求に係る監査結果の公表.....36

**規 則**

**広島市規則第3号**

平成27年2月25日

広島市国民健康保険条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

**広島市国民健康保険条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則**

広島市国民健康保険条例の一部を改正する条例（平成26年広島市条例第61号）の施行期日は、平成27年3月1日とする。

**告 示**

**広島市告示第41号**

平成27年2月2日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として下記のとおり指定します。

広島市長 松井一實

記

名称	医療機関コード	所在地	指定の期間
訪問看護ステーションニーズ	0190717	広島市中区東白島町1番29-301号	平成27年2月1日～平成33年1月31日

**広島市告示第42号**

平成27年2月2日

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の23第1項第5号及び第6号の規定に基づき、次のとおり指定障害児通所支援事業者の指定を取り消しましたので、告示します。

平成27年1月31日

広島市長 松井一實

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類
合同会社フレンド	ふれんど	広島市安佐南区川内五丁目32番24号	放課後等デイサービス

**広島市告示第43号**

平成27年2月2日

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次に掲げる者を指定居宅介護支援事業者として指定したので、同法第85条第1号の規定により告示します。

指定年月日 平成27年2月1日

広島市長 松井一實

事業者	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	
医療法人社団 まりも会	居宅介護支援 事業所ひらまつ	広島市南区比 治山本町11 番32号	居宅介護支援
医療法人社団 ひがしの会	ケアプランセ ンター井口	広島市西区井 口五丁目4番 15号	居宅介護支援
日本基準寝具 株式会社	エコール居宅 介護支援事業 所安佐北	広島市安佐北 区亀崎一丁目 2番33号	居宅介護支援
酒井医療株式 会社	楽リハケアプ ラン広島已斐	広島市西区已 斐上四丁目4 番12号	居宅介護支援

広島市告示第44号

平成27年2月2日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により、次に掲げる者を指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示します。

指定年月日 平成27年2月1日

広島市長 松井一實

事業者	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	
医療法人社団 まりも会	訪問介護事業 所サポートひ らまつ	広島市南区比 治山本町11 番32号	訪問介護及び介護 予防訪問介護
医療法人社団 ひがしの会	ヘルパーステ ーション井口	広島市西区井 口五丁目4番 15号	訪問介護及び介護 予防訪問介護
酒井医療株式 会社	楽リハヘルパ ーステーショ ン広島已斐	広島市西区已 斐上四丁目4 番12号	訪問介護及び介護 予防訪問介護
医療法人社団 まりも会	訪問看護ステ ーションサポ ートひらまつ	広島市南区比 治山本町11 番32号	訪問看護及び介護 予防訪問看護
ベータル株式 会社	こでまりデイ サービス江波 フィットネス	広島市中区江 波南一丁目7 番16号ハイ ネス江波10 1号室	通所介護及び介護 予防通所介護
医療法人社団 まりも会	デイサービス サポートひら まつ	広島市南区比 治山本町11 番32号	通所介護及び介護 予防通所介護
医療法人社団 ひがしの会	デイサービス センターアル ク井口	広島市西区井 口五丁目4番 15号	通所介護及び介護 予防通所介護
医療法人おかもと整形外科 クリニック	デイサービス センターオー クス上深川	広島市安佐北 区上深川町字 森乃木734 番地1	通所介護及び介護 予防通所介護

広島市告示第45号

平成27年2月2日

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項及び第54条の2第1項の規定により、次に掲げる者を指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者として指定したので、同法第78条の11第1号及び第115条の20第1号の規定により告示します。

指定年月日 平成27年2月1日

広島市長 松井一實

事業者	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	
株式会社富山 学園	グループホー ムほのほの苑 光南	広島市中区光 南二丁目20 番15号	認知症対応型共同 生活介護及び介護 予防認知症対応型 共同生活介護

広島市告示第46号

平成27年2月3日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

施術者	施術所		業務の種類	廃止年月日
	名称	所在地		
沖有 三、大 元、岡 野、佳	からだ工 房	広島市南区的場町 二丁目6-3マ ツシマビル2F	あん摩・マ ッサージ	平成26年 8月15日

沖三、元曉、部実、上希、田士	有、大渡、真井、真豊、竜	からだ工房	広島市南区的場町二丁目6-3 マツシマビル2F	はり・きゅう	平成26年8月15日
----------------	--------------	-------	-------------------------	--------	------------

広島市告示第47号

平成27年2月3日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

施術者	施術所		業務の種類	指定年月日
	名称	所在地 (出張專業の場合 は施術者の住所)		
沖三、元曉	からだ工房	広島市南区的場町二丁目6-3 マツシマビル2F	あん摩・マッサージ	平成26年8月16日
沖三、元曉、上希、田士、寺井百合	からだ工房	広島市南区的場町二丁目6-3 マツシマビル2F	はり・きゅう	平成26年8月16日

広島市告示第48号

平成27年2月5日

広島市市営駐車場条例（昭和45年広島市条例第13号）第6条の規定に基づき、路上駐車場の休止を次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

1 休止する駐車場、区画数及び期間

駐車場名	区画数	休止する日時
広島市市営中島町第二駐車場	10台	平成27年2月28日（土）午後6時から 平成27年3月2日（月）午前0時まで

2 休止する理由

駐車場前面道路の反対側の隣接地における建物改修工事に伴い、駐車場前面道路を工事で使用し、駐車場としての利用ができなくなるため。

広島市告示第51号

平成27年2月9日

平成27年第1回広島市議会定例会を次のとおり招集します。

広島市長 松井一實

- 1 招集日 平成27年2月16日
- 2 招集場所 広島市役所

広島市告示第52号

平成27年2月9日

広島市流域関連公共下水道築造事業計画を変更するため、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により、変更に係る予定処理区域等を次のとおり公示します。この関係図面は、公告した日から2週間まで広島市下水道局施設部計画調整課において一般の縦覧に供します。

なお、利害関係人は、この公示の日から縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができます。

広島市長 松井一實

- 1 事業計画の名称  
広島市流域関連公共下水道築造事業計画
- 2 変更に係る予定処理区域  
広島市東区 上温品一丁目、山根町  
安芸区 矢野西四丁目、矢野西五丁目、畑賀町、上瀬野町
- 3 変更に係る工事の完成の予定年月日  
平成33年3月31日

広島市告示第53号

平成27年2月10日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	廃止年月日
医療法人新でお病院	広島市南区段原山崎二丁目9-18	平成26年1月12日

広島市告示第54号

平成27年2月10日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等

及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	指定年月日
医療法人新でしお病院	広島市南区出汐一丁目3-9	平成26年1月12日

広島市告示第55号

平成27年2月10日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において閲覧に供します。

広島市長 松井一實

広島市告示第56号

平成27年2月12日

広島市市税条例（昭和29年広島市条例第25号）第34条の6第1項第3号の寄附金として、次の者に対する寄附金を指定したので、同条第5項の規定により告示する。

平成27年1月1日以後に支出された当該寄附金について、広島市市税条例第34条の6第1項第3号の規定を適用する。

広島市長 松井一實

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の所在地
社会福祉法人 やぎ	広島市安佐北区亀山南三丁目15番28号

広島市告示第57号

平成27年2月13日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	廃止年月日
大橋内科医院	広島市中区白島中町1-10	平成27年1月1日
野田産婦人科医院	広島市中区千田町三丁目11-22	平成26年5月1日

佐伯小児歯科	広島市中区吉島西一丁目22-8	平成27年1月31日
岡村歯科医院	広島市東区曙一丁目8-9	平成27年1月14日
沼田小児科医院	広島市安佐南区祇園一丁目32-8	平成24年2月22日
伊藤内科胃腸科	広島市安佐北区可部四丁目1-23	平成13年10月31日
サンテール薬局	広島市佐伯区五日市中央五丁目13-31	平成27年1月23日

広島市告示第58号

平成27年2月13日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から指定辞退の届出があったので、生活保護法第55条の3第3号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	辞退年月日
竹野内科消化器科クリニック	広島市中区紙屋町二丁目2-2紙屋町ビル3F	平成27年3月31日

広島市告示第59号

平成27年2月13日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	指定年月日 / 指定有効期限
大橋内科医院	広島市中区白島中町1-10	平成27年1月1日 平成32年12月31日
あおぞら健診・内科クリニック	広島市中区三川町1-20 ピンクリボン39ビル7F8F	平成27年2月12日 平成33年2月11日

広島市告示第60号

平成27年2月13日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関

から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	変更年月日
(旧) 森田神経科・内科・心療内科医院 (新) もりた心療内科クリニック	広島市中区大手町二丁目1-4広島本通マークビル5階	平成27年1月1日
マツモト外科整形外科	(旧) 広島市安佐南区沼田町伴8157-2 (新) 広島市安佐南区伴東五丁目12-4	平成27年2月2日
かしわ歯科医院	(旧) 広島市安佐南区沼田町伴7790-1 (新) 広島市安佐南区伴東五丁目20-44	平成27年2月2日
フラワー歯科	(旧) 広島市安佐南区沼田町伴4254-1-3A (新) 広島市安佐南区伴中央六丁目13-31-3A	平成27年2月2日
もみじ薬局沼田店	(旧) 広島市安佐南区沼田町伴7957-1 (新) 広島市安佐南区伴東七丁目9-1	平成27年2月2日
沼田スマイル薬局	(旧) 広島市安佐南区沼田町伴3601-1 (新) 広島市安佐南区伴中央四丁目7-8	平成27年2月2日
訪問看護よりしま	(旧) 広島市安佐南区祇園二丁目44-6 (新) 広島市安佐南区祇園六丁目22-16	平成26年12月15日

広島市告示第61号

平成27年2月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第9条第1項の規定により、自転車等放置規制区域を次のとおり指定しますので、同条第2項の規定により告示します。

なお、区域図については、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課、広島市中区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

1 指定する自転車等放置規制区域の名称及び指定年月日

名称	指定年月日
新白鳥駅周辺自転車等放置規制区域	平成27年3月14日

2 新白鳥駅周辺自転車等放置規制区域の区域図

別図のとおり。

別図 略

広島市告示第62号

平成27年2月16日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により広島市沼田町伴土地区画整理組合から次のとおり新たな理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により公告します。

広島市長 松井一實

- 就任した理事  
住所 広島市安佐南区八木九丁目10番36-301号  
氏名 森下 由啓
- 退任した理事  
住所 東広島市西条町寺家7050番地1  
氏名 小栗 昭彦

広島市告示第63号

平成27年2月17日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、経済観光局競輪事務局出納員の事務の一部を次のとおり委任するので告示します。

広島市長 松井一實

- 委任を受ける分任出納員  
別紙のとおり。
- 委任する事務  
(1) 広島市競輪特別会計規則第2条第2項に規定する取納金の取納  
(2) 広島市競輪特別会計規則第4条の規定による支払（競輪場外で行うものに限る。）
- 委任年月日  
平成27年4月11日
- 委任期間  
平成27年4月11日から同月16日まで  
(別紙)

設置場所	取扱場所	氏名	委任期間
競輪事務局	サテライト大阪	根末 慶悟	H27. 4. 11～ H27. 4. 16

広島市告示第64号

平成27年2月17日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、経済観光局競輪事務局出納員の事務の一部を次のとおり委任するので告示します。

広島市長 松井一實

- 委任を受ける分任出納員  
別紙のとおり。



2 委任する事務

- (1) 広島市競輪特別会計規則第2条第2項に規定する収納金の収納
- (2) 広島市競輪特別会計規則第4条の規定による支払（競輪場外で行うものに限る。）

3 委任年月日

平成27年2月27日

4 委任期間

平成27年2月27日から同年5月21日まで

(別紙)

設置場所	取扱場所	氏名	委任期間
競輪事務局	サテライト石鳥谷	小山 和紀	H27. 2. 27～ H27. 5. 21
競輪事務局	前橋競輪場	中林 靖夫	
競輪事務局	サテライトしおさい鹿島	石川 悟	
競輪事務局	サテライト鴨川	井上 馨	

広島市告示第65号

平成27年2月17日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、経済観光局競輪事務局出納員の事務の一部を次のとおり委任するので告示します。

広島市長 松井一實

1 委任を受ける分任出納員

別紙のとおり。

2 委任する事務

- (1) 広島市競輪特別会計規則第2条第2項に規定する収納金の収納
- (2) 広島市競輪特別会計規則第4条の規定による支払（競輪場外で行うものに限る。）

3 委任年月日

平成27年4月11日

4 委任期間

平成27年4月11日から同年5月21日まで

(別紙)

設置場所	取扱場所	氏名	委任期間
競輪事務局	玉野競輪場	山下 浩二	H27. 4. 11～ H27. 5. 21
競輪事務局	サテライト宇部	酒井 孝子	
競輪事務局	サテライト徳島	増井 稔人	
競輪事務局	サテライト南国	木村 祐介	
競輪事務局	サテライト安田	武田 昌史	
競輪事務局	サテライトこまつ	大原 文博	
競輪事務局	サテライト西予	内藤 雅英	
競輪事務局	ラ・ピスタ新橋	齊藤 憲悟	
競輪事務局	サテライト船橋	廣瀬 英樹	
競輪事務局	サテライト成田	齋藤 敬一	
競輪事務局	サテライト市原	湯沢 秀臣	
競輪事務局	サテライト水戸	生田目 好	

競輪事務局	サテライト横浜	石川 寿幸	
競輪事務局	名古屋競輪場	藤田 吉克	

広島市告示第66号

平成27年2月17日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、経済観光局競輪事務局出納員の事務の一部を次のとおり委任するので告示します。

広島市長 松井一實

1 委任を受ける分任出納員

別紙のとおり。

2 委任する事務

- (1) 広島市競輪特別会計規則第2条第2項に規定する収納金の収納
- (2) 広島市競輪特別会計規則第4条の規定による支払（競輪場外で行うものに限る。）

3 委任年月日

平成27年4月17日

4 委任期間

平成27年4月17日から同年5月21日まで

(別紙)

設置場所	取扱場所	氏名	委任期間
競輪事務局	サテライト大阪	根末 慶悟	H27. 4. 17～ H27. 5. 21

広島市告示第67号

平成27年2月18日

広島市市営駐車場条例（昭和45年広島市条例第13号）第9条の規定に基づき、広島市市営基町駐車場の駐車規模、供用時間、休日及び駐車できる自動車を定めた昭和45年4月1日付け広島市告示第47号の一部を平成27年2月18日から次のように改正します。

広島市長 松井一實

表広島市市営基町駐車場の項中「（定期駐車券による利用に限る。）」を削る。

広島市告示第68号

平成27年2月19日

広島市市税条例（昭和29年広島市条例第25号）第34条の6第1項第3号の寄附金として、次の者に対する寄附金を指定したので、同条第5項の規定により告示する。

平成27年1月1日以後に支出された当該寄附金について、広島市市税条例第34条の6第1項第3号の規定を適用する。

広島市長 松井一實

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の所在地
社会福祉法人 清流	広島市安佐北区三入南二丁目33番21号

広島市告示第69号

平成27年2月20日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示します。

なお、都市計画法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、関係図書を広島市都市整備局都市計画課、東区役所建設部建築課及び南区役所建設部建築課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

1 都市計画の種類

- (1) 広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画
- (2) 名称、位置及び区域

名称	位置及び区域
広島駅新幹線口周辺地区地区計画（変更）	広島市東区二葉の里三丁目の全部並びに二葉の里一丁目、二葉の里二丁目、上大須賀町及び若草町の各一部 広島市南区松原町の一部

2 縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市都市整備局都市計画課
- (2) 広島市東区東蟹屋町9番38号  
東区役所建設部建築課
- (3) 広島市南区皆実町一丁目5番44号  
南区役所建設部建築課

広島市告示第70号

平成27年2月20日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

1 供用を開始する年月日

平成27年2月20日

2 下水を排除する区域及び排水施設の方式

別紙のとおり。

3 供用を開始する排水施設の位置

下水道局施設部計画調整課において縦覧に供する関係図面のとおり。

（別紙）

区分	下水を排除する区域		排水施設の方式
	区名	町名	
汚水及び雨水を排除	佐伯区	五日市三丁目の一部	分流式
	南区	東青崎町の一部	
汚水を排除	安佐南区	東野三丁目及び大町東二丁目の各一部	
	安芸区	矢野東五丁目の一部	
	佐伯区	利松三丁目、八幡東三丁目及び八幡三丁目の各一部	

広島市告示第71号

平成27年2月20日

公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水の処理を、次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

1 下水の処理を開始する年月日

平成27年2月20日

2 下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称

別紙のとおり。

（別紙）

下水を処理する区域		終末処理場の位置及び名称
区名	町名	
安佐南区	東野三丁目及び大町東二丁目の各一部	位置：広島市西区扇一丁目1番1号 名称：広島市西部水資源再生センター
佐伯区	利松三丁目、八幡東三丁目、八幡三丁目及び五日市三丁目の各一部	
南区	東青崎町の一部	位置：広島市南区向洋沖町1番1号 名称：太田川流域下水道東部浄化センター
安芸区	矢野東五丁目の一部	

広島市告示第72号

平成27年2月20日

農業集落排水処理施設の供用を次のとおり開始するので、広島市下水道条例（昭和47年広島市条例第96号）第33条第2項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

1 供用を開始する年月日

平成27年2月20日

2 汚水を排除し、及び処理する区域並びに排水処理施設の名称

汚水を排除し、及び処理する区域	排水処理施設の名称
安佐北区白木町大字三田の一部	下三田農業集落排水処理施設

広島市告示第73号

平成27年2月23日

広島市単独公共下水道築造事業計画を変更するため、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により、変更に係る予定処理区域等を次のとおり公示します。この関係図面は、平成27年2月24日から平成27年3月9日まで広島市下水道局施設部計画調整課において一般の縦覧に供します。

なお、利害関係人は、この公示の日から縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができます。

広島市長 松井一實

1 事業計画の名称

広島市単独公共下水道築造事業計画

2 変更に係る予定処理区域

広島市安佐南区 沼田町

安佐北区 口田南町、三入六丁目

佐伯区 五日市町大字石内

広島市告示第74号

平成27年2月23日

広島市公印管理規則（昭和27年広島市規則第39号）第9条第1項及び第2項の規定に基づき、次の文書については、印影（電子計算機に記録したものを）を印刷することにより、公印の押なつに代えることを承認したので告示します。

広島市長 松井一實

文書名	印影を印刷する公印の名称
○ 市民税・県民税課税課税台帳記載事項証明書	財政局専用市長職務代理社印(3)
○ 価格等の決定（修正）通知書兼固定資産税・都市計画税納税通知書	
○ 価格等の決定（修正）通知書兼固定資産税納税通知書	
○ 価格等の決定（修正）通知書兼固定資産税・都市計画税賦課決定（減額）通知書	
○ 価格等の決定（修正）通知書兼固定資産税賦課決定（減額）通知書	
○ 固定資産税・都市計画税賦課決定（減額）通知書	
○ 固定資産税賦課決定（減額）通知書	
○ 固定資産税・都市計画税納税通知書	
○ 固定資産税納税通知書	
○ 固定資産税・都市計画税減免通知書	
○ 固定資産税減免通知書	

- 固定資産税・都市計画税減免取消通知書
- 固定資産税減免取消通知書
- 固定資産証明書（固定資産課税台帳に登録された固定資産のない証明）
- 固定資産証明書（固定資産課税台帳に登録されていない証明）
- 固定資産税・都市計画税 課税証明書
- 固定資産課税台帳登録事項証明書
- 固定資産（償却資産）課税台帳登録事項証明書
- 標識交付証明書
- 軽自動車税納税証明書（継続検査用）
- 軽自動車税賦課額更正（決定）通知書
- 軽自動車税課税免除承認通知書
- 軽自動車税減免決定通知書
- 軽自動車税の減免否認について（通知）
- 軽自動車税納税通知書
- 法人市民税申告事項証明書
- 納税証明書（一般用）
- 過誤納金等 還付充当通知書（市税用）
- 納税証明書（行政提出用）
- 還付金受領催告書（市税用）
- 納税証明書（法人市民税）
- 返還金支払通知書（市税用）
- 納税証明書（固定資産税用）
- 市民税・県民税特別徴収税額（分離課税に係る所得割）更正（決定）兼加算金額決定通知書

財政局専用市長職務代理社印(3)

広島市告示第75号

平成27年2月24日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

施術者	施術所		業務の種類	変更年月日
	名称	所在地		
西尾龍伸	みどりい整骨院	(旧) 広島市安佐南区緑井五丁目3-8	柔道整復	平成27年1月1日
		(新) 広島市安佐南区緑井二丁目14-13		
青景典子	あおぞら鍼灸接骨院	(旧) 広島市安佐南区沼田町大字伴7790-1	柔道整復	平成27年2月2日
		(新) 広島市安佐南区伴東五丁目20-44		

青景健太	あおぞら鍼灸接骨院	(旧) 広島市安佐南区沼田町大字伴7790-1	はり・きゅう	平成27年2月2日
		(新) 広島市安佐南区伴東五丁目20-44		
児玉敬介	— (出張専業)	(旧) 広島市安佐南区沼田町大字伴3532-1	はり・きゅう	平成27年2月2日
		(新) 広島市安佐南区伴中央二丁目3-36-308		
赤瀬修	— (出張専業)	(旧) 広島市安佐南区長束五丁目11-6	あん摩・マッサージ	平成27年2月2日
		(新) 広島市安佐南区長束三丁目30-29		

広島市告示第76号

平成27年2月24日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

施術者	施術所		業務の種類	指定年月日
	名称	所在地 (出張専業の場合は施術者の住所)		
若狭大二朗	さざんか針灸院	広島市西区井口五丁目15-25	はり・きゅう	平成27年1月5日
八城裕也	らくだ接骨院	広島市安佐南区大町東三丁目31-27	柔道整復	平成27年1月29日
八城裕也	らくだ鍼灸院	広島市安佐南区大町東三丁目31-27	はり・きゅう	平成27年1月29日

広島市告示第77号

平成27年2月24日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において閲覧に供します。

広島市長 松井一實

広島市告示第78号

平成27年2月25日

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の17第1項の規定により廃棄物が地下にある土地の区域を指定区域として指定するので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

1 指定区域

広島市安佐北区安佐町大字鈴張字今節 1525番1の一部、1541番の一部、甲1542番の一部、乙1542番の一部、1544番の一部、1545番の一部  
字堀越 3782番の一部、3783番の一部、3783番2の一部、3784番、3784番2、3784番3の一部、3785番の一部、3786番の一部、3787番の一部

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第13条の2第1号

(廃止確認を受けて廃止された産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地)

3 指定区域台帳の閲覧

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市役所4階環境局業務部産業廃棄物指導課

午前8時30分から午後5時00分まで(ただし、土曜日、日曜日及び休日は除く。)

広島市告示第79号

平成27年2月25日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

広島市東区矢賀二丁目の893番1、893番3、894番1、1029番1、1030番1、1031番1の一部、1032番1、1038番3の一部及び1038番4の一部

2 開発面積

2,550.30㎡

3 許可を受けた者の住所及び氏名

広島市西区西観音町18番4号B J C, b l d g.

株式会社B J C

代表取締役 川中 実

4 検査済証交付年月日

平成27年2月25日

広島市告示第80号

平成27年2月26日

広島市公印管理規則(昭和27年広島市規則第39号)第9条第1項及び第2項の規定に基づき、次の文書については、印影

(電子計算機に記録したものを)を印刷することにより、公印の押  
なつに代えることを承認したので告示します。

広島市長 松井一實

文書名	印影を印刷する公印の名称
○ 辞令書	市長職務代理者印
○ 委嘱書	
○ 育児休業承認書	
○ 育児短時間勤務承認書	
○ 介護休暇承認書	
○ 旧姓使用届出証明書	
○ 臨時職員任用決定通知書	

広島市告示第81号

平成27年2月27日

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1  
項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があつた  
ので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定によ  
り、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ショージみどり坂店
- (2) 所在地 広島市安芸区瀬野西一丁目2番地

2 大規模小売店舗を設置する者

積水ハウス株式会社  
代表取締役 和田 勇  
大阪市北区大淀中一丁目1番88号

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及  
び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

小売業者		住所
名称	代表者	
西條商事株式会 社	代表取締役社長 藏田 憲	広島県東広島市西条土与丸 二丁目6番49号

(変更後)

小売業者		住所
名称	代表者	
西條商事株式会 社	代表取締役社長 藏田 至	広島県東広島市西条土与丸 二丁目6番49号

4 変更年月日

平成26年11月27日

5 届出年月日

平成27年2月20日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市安芸区船越南三丁目4番36号

広島市安芸区役所市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

平成27年2月27日から平成27年6月29日まで。た  
だし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和  
23年法律第178号)に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規  
模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持の  
ために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の  
日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、  
これを述べるすることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 平成27年6月29日

(2) 提出先

〒730-8586  
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第82号

平成27年2月27日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第4項の規  
定に基づき、経済観光局競輪事務局出納員の事務の一部を次のと  
おり委任するので告示します。

広島市長 松井一實

1 委任を受ける分任出納員

別紙のとおり。

2 委任する事務

- (1) 広島市競輪特別会計規則第2条第2項に規定する収納金の  
収納
- (2) 広島市競輪特別会計規則第4条の規定による支払(競輪場  
外で行うものに限る。)

3 委任年月日

平成27年5月22日

4 委任期間

平成27年5月22日から同月30日まで

(別紙)

設置場所	取扱場所	氏名	委任期間
競輪事務局	玉野競輪場	山下 浩二	H27. 5. 22 ~ H27. 5. 30
競輪事務局	サテライト横浜	石川 寿幸	
競輪事務局	名古屋競輪場	藤田 吉克	
競輪事務局	サテライト大阪	根末 慶悟	

広島市告示第83号

平成27年2月27日

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

事業者 名称	事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター五日市	広島市佐伯区五日市駅前二丁目15-2 KDCビル1F	平成27年2月28日	訪問介護及び介護予防訪問介護
株式会社誠人	デイサービスセンターいつかいちの風	広島市佐伯区五日市一丁目5番48号	平成27年2月28日	通所介護及び介護予防通所介護

広島市告示（中区）第22号  
平成27年2月2日

西新天地自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、1月30日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示（中区）第23号  
平成27年2月2日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第24号  
平成27年2月3日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第25号  
平成27年2月3日

広島バスセンター西自転車等駐車場B内に、長期間駐車されていた下記自転車については、2月2日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示（中区）第26号  
平成27年2月6日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第27号  
平成27年2月6日

相生自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、2月4日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示（中区）第28号  
平成27年2月9日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり廃止しました。

関係書類は、広島市中区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 番号 第1号
- 2 年月日 平成27年2月9日
- 3 道路の位置（地名・地番）  
広島市中区南千田西町の1031番の2の一部、1031番7の一部、1031番8の一部、1031番17の一部及び1031番25の一部
- 4 幅員及び延長  
幅員 4.00m  
延長 25.60m

広島市告示(中区)第29号

平成27年2月9日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第30号

平成27年2月9日

基町自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、2月6日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第31号

平成27年2月9日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第32号

平成27年2月10日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第33号

平成27年2月10日

基町自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、2月9日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第34号

平成27年2月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第35号

平成27年2月18日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第36号

平成27年2月18日

富士見町第二自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、2月13日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第37号

平成27年2月18日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第38号

平成27年2月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第39号**

平成27年2月20日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第40号**

平成27年2月23日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第41号**

平成27年2月23日

大手町自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、2月20日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第42号**

平成27年2月24日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

**広島市告示（中区）第43号**

平成27年2月24日

基町自転車等駐車場及び富士見町第二自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、2月23日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第44号**

平成27年2月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（東区）第9号**

平成27年2月3日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（東区）第10号**

平成27年2月6日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（東区）第11号**

平成27年2月9日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實



次のとおり 略

広島市告示(東区)第12号

平成27年2月9日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

関係図書は、広島市東区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第4号
- 2 指定年月日 平成27年2月9日
- 3 道路の位置 広島市東区戸坂惣田一丁目1174番の一部
- 4 幅員 4.52メートル
- 5 延長 34.90メートル

広島市告示(東区)第13号

平成27年2月9日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年2月9日から平成27年2月24日まで東区建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
市道	東5区24号線	東区光が丘1番26地先から東区光が丘1番8地先まで	旧	メートル 3.44 ～ 4.20	メートル 5.63
			新	メートル 3.73 ～ 4.20	メートル 5.63

広島市告示(東区)第14号

平成27年2月9日

道路の供用を次のようを開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年2月9日から平成27年2月24日まで東区建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	東5区24号線	東区光が丘1番26地先から東区光が丘1番8地先まで	平成27年2月9日

広島市告示(東区)第15号

平成27年2月10日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(東区)第16号

平成27年2月10日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年2月10日から平成27年2月25日まで東区建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
市道	東5区53号線	東区尾長西一丁目229番1地先から東区尾長西一丁目229番8地先まで	旧	メートル 6.00 ～ 11.70	メートル 84.60
			新	メートル 12.00 ～ 21.20	メートル 84.60

広島市告示(東区)第17号

平成27年2月10日

道路の供用を次のようを開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年2月10日から平成27年2月25日まで東区建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	東5区53号線	東区尾長西一丁目229番1地先から東区尾長西一丁目229番8地先まで	平成27年2月10日

広島市告示(東区)第18号

平成27年2月18日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略